

## ■事業概要

### 1 環境保全林整備事業

#### (1) 事業目的

森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林について、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、公的な管理・支援を推進する。

#### (2) 対象地域

次の①から④までに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

①市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

(ア) 飲用水や農業用水等の水源として重要な森林

(イ) 渓流に面した森林

(ウ) 山地災害等を防止するうえで重要な森林

(エ) 木材生産をするうえで立地条件が不利な森林

②除間伐は12齢級以下の人工林、国土強靱化間伐は概ね10年間間伐履歴がない溪畔林で13～18齢級の人工林、更新伐は18齢級以下の人工林

③1施行地の面積が0.1ha以上の森林

④10年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林

#### (3) 実施内容

・伐採率がおおむね30%以上の除間伐（風雪害の発生の恐れがあるなど、30%以上の伐採が適切でない場合を除く）

・伐採率が30%以上50%以下の更新伐（残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状や群状の伐採を含む）

・森林所有者の特定や同意の取り付け等

#### (4) 実施方法

森林所有者と事業主体、市町村との間で本事業の趣旨を合意・協定を締結したうえで、事業主体は対象地域の間伐等の森林整備を実施する。

県は事業主体が実施する間伐等の森林整備費用及び森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する費用を助成する。

#### (5) 事業量（H29～33年度の5年間）

13,000ha

#### (6) 目標とする姿

混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林

#### (7) 事業主体

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、その他知事が認める者

ただし、環境保全林公的整備事業（国庫補助活用）にあつては、事業主体は、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及び特定非営利活動法人とし、自ら所有する森林は補助対象とはならない。

#### (8) 補助率等

除伐、保育間伐、間伐、国土強靱化間伐、更新伐：10/10

（上限：県の定める標準事業費）

森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する経費（関連条件整備）：38千円/ha

#### (9) 更新方法

更新伐における更新方法は、天然更新を基本とする。ただし、伐採実施の翌年度から2年経過して更新が図られていない場合は、原則、植栽により更新をすること。

(9) 事業フロー図 (イメージ)

※市町村が事業主体として実施すること、市町村を通じた間接補助事業として実施すること、いずれも可 (ただし、国庫補助事業を活用して実施する場合は、市町村を通じた間接補助事業はできない)。

